

静岡産業大学学生海外短期研修奨励金給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）に在籍する学生のうち、本学の授業科目として単位認定を行う海外短期研修に参加する者に対して、海外短期研修奨励金（以下「奨励金」という。）の給付を行い、海外短期研修を奨励することを目的とする。

(資 格)

第2条 奨励金の給付を受けることができる者は、海外短期研修に参加する学生（科目等履修生は除く。）とする。

(給付額)

第3条 奨励金の給付額は次のとおりとし、海外短期研修先の国により決定する。

- (1) アメリカ、ニュージーランド 5万円
- (2) 中国、韓国 2万円

(参加手続)

第4条 海外短期研修に参加する者は、研修に出発する2週間前までに保護者同意書（様式第1号）及び緊急治療承諾書（様式第2号）を提出しなければならない。

(申 請)

第5条 海外短期研修を修了し、奨励金の給付を受けようとする者は、研修から帰国後2週間以内に学生海外短期研修奨励金給付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 前項により提出された海外短期研修奨励金給付申請書については、担当教員が確認のうえ、所見の記載を行うものとする。

(決 定)

第6条 奨励金の給付は、海外短期研修奨励金給付申請書により教務委員会が審査を行い、当該学部教授会の議決を経て決定する。

(庶 務)

第7条 海外短期研修奨励金給付に関する庶務は、当該学部大学事務局学務課において行う。

2 海外短期研修の渡航について必要な手続等が発生した場合は、当該学部大学事務局国際課において行う。

(改正)

第8条 この規程の改正は、各学部教授会及び大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

様式第1号

保護者同意書

年 月 日

静岡産業大学

学部 学 部 長 様

私は、(学生氏名) _____ の保護者（両親・後見人）として海外短期研修の内容を了承し、上記の者の同研修への参加に同意します。

なお、研修期間中に上記の者が守るべき諸事項、貴学及び研修受入機関等の指示に従わないことにより、または自らの健康状態もしくは過失により、上記の者が何らかの被害を被ったとしても貴学並びに研修受入機関等に対して責任は問いません。

保護者氏名 _____ 印 _____ (続柄 _____)

海外短期研修名 (授業科目名)	(_____)		
海外短期研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
学籍番号		性別	男 ・ 女
担当教員			
旅券番号		有効期限	年 月 日
保護者連絡先	〒 _____ 電話 (_____)		

※研修期間中は本学引率者及び研修受入機関、代理店等からの諸注意、連絡事項等がありますので遵守してください。
もし、不明な点や不安な点などがあれば勝手な判断をせず必ず相談をしてください。

緊急治療承諾書

(引率者用)

ごくまれに、研修期間中に入院や手術を必要とする緊急事態になる場合があります。原則として、学生は保護者（両親、後見人）の書面による承諾がないと、麻酔や手術を行うことができないので、保護者が以下の事項に署名することを願います。これは、緊急事態が起り、保護者に連絡が取れない場合に、危険な遅れを防ぐためです。

私達の息子、娘、被後見人(学生氏名) _____ (生年月日) _____
に怪我や病気が起った場合、もし必要と判断されるならば、麻酔と手術を含むどんな治療も行うことを、私達は現地に同行する引率者や取次業者の方に委任します。

(日付) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (保護者の署名) _____ 印

.....
(中文)

緊急治療同意書

(领队保管用)

极少情况下在留学期间中会有需要住院或做手术的紧急状态发生。原则上,学生若没有家长(双亲,监护人)的书面同意书是无法施行麻醉做手术的。所以才要请家长在下列的事项上签名。这是为了当遇到紧急事态发生和家长联络不上时,预防延误的危险性产生。

我们的儿子,女儿,被监护人(学生姓名) _____ (出生年月日) _____
若遇到受伤或生病的情况,被判断需要做包括施行麻醉做手术及任何的治疗时,我们委任在当地的同行领队或中间人做决定。

(日期) _____ (双亲或是监护人的签名) _____

.....
(English)

(To be kept by the accompanying teacher)

PERMISSION FOR EMERGENCY TREATMENT

On rare occasions, an emergency requiring hospitalization and/or surgery develops, while a student is studying overseas. Since minors may not, as a rule, be administered an anesthetic or be operated upon without the written consent of the parent or guardian, we request that parents or guardians sign the following statement. This is to prevent a dangerous delay in case an emergency does occur and we are unable to contact parents.

In the event of injury or illness to our son/daughter/ward _____ (name)
born _____ (date), we hereby authorize the representative abroad of their teachers,
and/or agents, to secure whatever treatment deemed necessary, including the administration of an
anesthetic and surgery.

Date _____

Parent's or Guardian's Signature

様式第3号

学生海外短期研修奨励金給付申請書

年 月 日

静岡産業大学学長 様

学部

学科

学籍番号

氏 名

住 所

連 絡 先

静岡産業大学学生海外短期研修奨励金給付規程第5条の規定により、下記のとおり海外短期研修奨励金の給付を申請いたします。

記

海外短期研修名 (授業科目名)	()
海外短期研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日
海外短期研修の目的	
海外短期研修の実績	
担 当 教 員	

【担当教員記載欄】

担当教員所見	
--------	--

学生海外短期研修奨励金の給付に係る学内手続き

